

おぢか
小値賀町ふるさと留学制度募集要項

(令和 8 年度募集・令和 9 年度受け入れ)

1. 制度の目的

- 小値賀町ふるさと留学制度は、町外の児童・生徒を留学生として受け入れ、地元の子どもたちとの交流、島での暮らしや自然体験を通じて、豊かな人間性を育むことを目的としています。
- また、小値賀町を「**第2のふるさと**」と感じてもらえる郷土愛の育成や、地元児童・生徒の教育の充実、関係人口の創出にもつなげていきます。



2. 募集区分

○留学の種類

| 種類 | 内容 |
|-------|-----------------------------------|
| 入寮型 | 若者向け短期滞在施設「ちかまる寮」で生活するスタイル |
| 孫・親戚型 | 町内に住む祖父母または三親等以内の親族宅にホームステイするスタイル |

※今年度の「しま親型」の募集はありません。

3. 募集人数

○入寮型留学

男子寮 若干名

女子寮 若干名 (現在女子寮は満室のため、受け入れができない場合があります。)

○孫・親戚型留学

5名程度

4. 応募資格

次のすべてを満たす児童・生徒を対象とします。

○対象学年

| 区分 | 対象学年 |
|-------|-----------------|
| 入寮型 | 中学校1年生から高校1年生まで |
| 孫・親戚型 | 小学校5年生から高校1年生まで |

○通学

親元を離れても、原則として毎日通学できること。

○事前体験

保護者と留学生が、体験授業、オープンスクール等に参加し、町の教育や離島の生活環境を理解すること。

○情報提供への同意

協議会事務局が在学学校へ情報照会を行うことに同意すること。

※申込書は虚偽なく、遺漏なく記入すること。

5. 応募締切

令和8年10月30日（金曜日）

6. 応募方法

○下記の書類を、小値賀町ふるさと留学協議会事務局に提出してください。

申込書等提出前に現地見学・体験授業に参加する必要があります。

まずは、小値賀町ふるさと留学協議会事務局にお問い合わせください。

- ・申込書（様式1）
- ・アンケート（様式2）
- ・保健調査票（様式3）
- ・承諾書（様式4）

※書類はお問い合わせ後にお渡しします。

7. 審査・決定

留学の可否の審査は、小値賀町ふるさと留学協議会が行います。

ふるさと留学の可否は、児童・生徒の心身の健康状況、学習状況、受入れ学校の状況、ちかまる寮の状況などを総合的に勘案し、小値賀町ふるさと留学協議会で審議のうえ、決定します。

- ・一次審査 書類審査
- ・二次審査 面接審査（原則として、留学生及び保護者が小値賀町に来町して行います）
- ・町長による受け入れ可否の決定

8. 契約

契約については、受け入れ決定後改めて小値賀町ふるさと留学協議会からご案内します。

【お問い合わせ】

小値賀町ふるさと留学協議会事務局（小値賀町教育委員会事務局内）

○住 所：〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2371 番地 1

○電 話：0959-56-3838

○メール：furusatoryugaku@town.ojika.lg.jp

○担当者：吉岡、坂井

■応募から来町までの流れ

【1】まずは、小値賀町ふるさと協議会事務局にお問い合わせください。
小値賀町ふるさと留学協議会事務局（小値賀町教育委員会事務局内）
電話：0959-56-3838 メール：furusatoryuqaku@town.ojika.lg.jp

【2】現地見学・体験授業への参加（必須）
小値賀町に来島いただき、体験授業の受講、町内の下見等を行っていただきます。
体験授業の申込は現地見学申込書（様式6）を提出してください。

短期体験実施期間：令和8年7月1日（水曜日）～7月17日（金曜日）
令和8年9月7日（月曜日）～9月30日（金曜日）
※平日のみの受け入れになります。日程は事務局が調整します。

【3】応募書類の提出
応募締切：令和8年10月30日（金曜日）
申込書（様式1）、アンケート（様式2）、保健調査票（様式3）、承諾書（様式4）
を小値賀町ふるさと協議会事務局に郵送してください。

提出先：〒857-4701
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2371 番地 1
小値賀町ふるさと留学協議会事務局

【4】協議会による審査（結果は書面で通知）
健康状態・学習状況、受け入れ学校の状況等を総合的に審査します。
・一次審査は書類審査（11月上旬を予定）
・二次審査は留学生及び保護者の面接（11月中旬から12月上旬を予定）

【5】留学の決定
合否通知を送付します。（12月中旬までに送付予定）
※高校生の場合は仮決定となります。決定は高校入試合格後になります。

【6】準備・契約手続き
ハウスマスターと連絡を行い、転入準備および日程調整をします。
ふるさと留学委託契約を行います。

【8】来町・入寮（3月下旬～4月上旬）
転入手続きを行い、ちかまる寮に入寮します。ふるさと留学開始となります。

■ふるさと留学にかかる費用について

○入寮型留学

・預かり金 15,000円

月始めに口座残額が上記金額になるように入金の管理をお願いしています。管理はハウスマスターが行います。

・支払い例は下記のとおりです。

学校給食費、教材費の一部、学用品費、生活用品費、旅行費、医療費、部活の遠征費用等になります。

※口座からお金を引き出す際は保護者に確認をしています。

・施設使用料(食費含む)

中学生:月額 50,000円

高校生:月額 60,000円

○孫・親戚型留学のみ

児童生徒にかかる経費は、原則として保護者、受入れ世帯の自己負担とします。

ただし、町から受け入れ世帯に以下の助成金を交付します。

1人目:月額 40,000円

2人目以降:月額 10,000円

○全国山村留学協会総合補償制度に加入

留学生の事故等に対応するため、全国山村留学協会総合補償制度に加入していただきます。手続等は小値賀町で行いますが、保険料は保護者負担(年額約27,000円)となります。

○体験費用

各体験にかかる費用は保護者負担となります。

○助成

夏季及び冬季休業中の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で小値賀町が助成します。

助成範囲:小値賀港から帰省地の最寄駅までの運賃相当額(JR運賃換算)

※交通費は小値賀町が算定した額になります。

助成回数:年間2回(夏季休業中1往復分・冬季休業中1往復分)